

北上市空家等対策審議会の公募委員募集要項

北上市自治基本条例第18条第2項及び北上市空家等対策条例第7条第3号の規定により、北上市空家等対策審議会の委員を次のとおり公募します。

記

- 1 応募資格 北上市民で、北上市における空き家対策事業（空き家の適正管理の促進、発生予防、活用等）に関心を持つ、満18歳以上の方。
ただし、次のいずれかに該当する人は申込みできません。
 - (1) 日本の国籍を有しない人
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (3) 北上市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 2 募集人数 2名
- 3 募集期間 令和8年1月16日（金）から令和8年2月16日（月）まで
- 4 委嘱期間 2年間（令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）
- 5 報酬 審議会1回につき日額6,900円を支払います。
- 6 費用弁償 公共交通を利用して通勤する方は実費分、また自家用車利用の方は片道距離4キロ以上の通勤の場合、距離に応じて費用を支払います。
- 7 応募方法 次のいずれかにより応募してください。
 - (1) インターネット応募フォーム（<https://logoform.jp/form/rtYq/1338975>）
 - (2) 指定の応募用紙を直接持参するか、郵送での提出
- 8 選考 面接を行い決定します。
- 9 提出先〒024-8502 北上市上江釣子17地割201番地2
北上市役所江釣子庁舎 都市計画課 住宅政策係
電話 0197-72-8278（直通）
- 10 応募用紙 北上市役所江釣子庁舎2階都市計画課に配置するほか、御希望に応じて郵送します。また、北上市公式ホームページからもダウンロードができます。
- 11 審議会 令和8年度においては、合計2回程度の開催を予定しております。